

議案第 6 6 号

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部改正について

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、北本市公民館設置及び管理条例別表第 1 の改正規定中

研修室 (和室)	6 5 0 円	8 5 0 円	8 5 0 円	2 , 3 5 0 円
-------------	---------	---------	---------	-------------

を

研修室 (和室)	5 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円	1 , 9 0 0 円
-------------	---------	---------	---------	-------------

に、

研修室 (和室)	700円	950円	950円	2,600円	を
講義室	500円	700円	700円	1,900円	

研修室 (和室)	450円	650円	650円	1,750円	に、
講義室	500円	700円	700円	1,900円	

全面	700円	900円	900円	2,500円	を
2分の1面	350円	450円	450円	1,250円	

全面	600円	900円	900円	2,400円	に、
2分の1面	300円	450円	450円	1,200円	

研修室 (和室)	700円	950円	950円	2,600円	を
会議室	400円	550円	550円	1,500円	

第1 講義 室	1, 150円	1, 500円	1, 500円	4, 150円
第2 講義 室	1, 150円	1, 500円	1, 500円	4, 150円

研修 室 (和 室)	500円	700円	700円	1, 900円
会議 室	400円	550円	550円	1, 500円
第1 講義 室	500円	650円	650円	1, 800円
第2 講義 室	600円	850円	850円	2, 300円

に、

講義 室	850円	1, 150円	1, 150円	3, 150円
---------	------	---------	---------	---------

を

講義 室	800円	1, 100円	1, 100円	3, 000円
---------	------	---------	---------	---------

に、

4分 の1 面	450円	600円	600円	1, 650円
---------------	------	------	------	---------

を

6分 の1 面	300円	400円	400円	1,100円
---------------	------	------	------	--------

に
改め、「控除した額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第2条のうち、北本市立集会所設置及び管理条例別表の改正規定中

850円	1,150円	1,150円	3,150円
1,000円	1,350円	1,350円	3,700円

800円	1,050円	1,050円	2,900円
950円	1,300円	1,300円	3,550円

に
改める。

第3条のうち、北本市学習センター設置及び管理条例別表の改正規定中

700円	900円	900円	2,500円
------	------	------	--------

550円	750円	750円	2,050円
------	------	------	--------

に
改め、「控除した額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。